

山口大学経済学部教育後援会会則

第1条 本会は、山口大学経済学部教育後援会と称する。

第2条 本会は、山口大学経済学部在籍する学生の保護者をもって組織する。

第3条 本会の事務所を、〒753-8514 山口市吉田 1677-1 山口大学経済学部部内に置く。

第4条 本会は、山口大学経済学部の発展を助け、その教育活動を支援することをもって目的とする。

第5条 本会は前条の目的を達するため次の事業を行う。

- (1) 学生支援に関する援助
- (2) 就職指導に関する援助
- (3) 学生の課外活動に関する援助
- (4) その他本会の目的を達成するための事業

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長、副会長、顧問 各1名
- (2) 理事 15名（内5名は経済学部教職員とし、評議員、副学部長、教務委員会委員長、学生委員会委員長、進路・広報委員会委員長を充てる。）
- (3) 監事 2名
- (4) 幹事 3名（事務長、副事務長、総務担当係長）

第7条 会長及び副会長は、理事（保護者）の中から互選し、顧問は、経済学部長とする。

2 理事及び監事は、会員の中から互選する。

3 役員（保護者）の任期は、当該学生の在学期間とする。

第8条 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会長の職務を代行する。

3 理事は、本会の事業を審議処理する。

4 監事は、会計を監査し、理事会に報告する。

5 幹事は、庶務、会計事務を処理する。

第9条 会議は理事会とし、毎年学年始め会長が招集する。ただし、必要に応じて臨時に招集することができる。

第10条 理事会において審議する事項は次のとおりとする。

- (1) 予算の審議及び決算の承認
- (2) 会務の報告
- (3) 役員の選出及び承認
- (4) 会則の変更に関する事項
- (5) その他必要な事項

第11条 会費は、4年間を通じて20,000円とし、入学時に納入する。

第12条 本会の会計年度は、4月1日から始まり、翌年の3月31日までとする。

第13条 本会の経費は、会費及び特別寄付金その他の収入により支弁する。

附 則

この会則は昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この会則は昭和52年6月4日から施行する。

附 則

この会則は昭和55年6月14日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この会則は昭和57年5月19日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この会則は昭和 58 年 6 月 25 日から施行し、昭和 58 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この会則は平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は平成 8 年 7 月 6 日から施行する。

附 則

この会則は平成 12 年 8 月 5 日から施行する。

附 則

この会則は平成 13 年 7 月 28 日から施行する。

附 則

この会則は平成 14 年 7 月 13 日から施行する。

附 則

この会則は平成 16 年 11 月 6 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 18 年 7 月 1 日から施行し、この会則による改正後の山口大学経済学部教育後援会会則の規定は、平成 17 年 10 月 6 日から適用する。

附 則

この会則は平成 19 年 9 月 1 日から施行する。ただし、この会則による改正に関わらず平成 19 年度以前の入学生については、従前のとおりとする。

附 則

この会則は平成 22 年 7 月 19 日から施行する。

附 則

この会則は平成 25 年 7 月 27 日から施行する。

附 則

この会則は平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は令和 8 年 7 月 5 日から施行する。